

# 土木工事特記仕様書（令和6年7月1日以降適用）

## （土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## （土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### （建設副産物）【追加】

#### 1-1-1-24 建設副産物

#### 14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

### （工事成績評定の選択制）

- 第3条** 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

### （1日未満で完了する作業の積算）

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書I-12-①-1～I-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があつた場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあつて、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。

- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

#### **（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）**

**第5条** 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

#### **（資材価格高騰に対する特例措置）**

**第6条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

#### **（仮設トイレの洋式化）**

**第7条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

#### **（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）**

**第8条** 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

#### **（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）**

**第9条** 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

### （担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

- 第10条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で月単位の週休2日に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
  - 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

### （施工箇所が点在する工事の適用）

- 第11条** 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「丸山谷橋（穴吹町口山字丸山）、穴吹地区（穴吹町穴吹字井口）（以下、施工箇所という）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- 2 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。  
また、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。  
一般管理費については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

### （交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

- 第12条** 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。
- 営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費  
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。
    - 1 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：12.82%
    - 2 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.52%
  - 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。  
なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。
  - 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費

用については、設計変更の対象としない。

5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

1 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

#### **（本工事の特記仕様事項）**

**第13条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本工事における特記仕様事項を記載）

## 特記仕様書（機械除草）

### 第1条（廃棄物の処理及び処分）

1. 廃棄物の処理が発生した場合には監督員と協議し承諾をえること。また、請負者は、廃棄物の処理及び処分にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、請負者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

### 第2条（草刈り機による事故防止対策）

除草作業については下記の項目に留意し作業すること。

1. 事前に現地調査を実施し既存構造物の位置確認、作業上で支障となる物件の撤去や位置確認（目印の設置）を実施する。
2. 作業箇所の移動も考慮に入れて、作業箇所の区分割りを計画する。
3. 作業箇所周辺の駐車車両は、事前に作業時間中は移動してもらうように依頼する。
4. 受注者は、飛散防止の必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。
  - ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
  - ②ベニア板、飛散防止ネット等の防護材（推奨寸法：幅 2.7m、高さ 1.8m 程度）を使用
    - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
    - ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先を防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。
5. 受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。
6. 作業指揮者や監視員を配置して、作業全体の指揮・監視を行う。
7. 作業員はヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用し、安全な施工を行う。

### 第3条（除草・伐採木の搬出等）

1. 草木類の運搬については、元請けが行う場合は業許可が不用であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
2. 草木類の搬出先については、廃掃法第7条第6項一般廃棄物の処分業の許可取得処分場へ搬出を見込んでいる。
3. 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
4. 草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

# 除草業務を受注された皆様へ

除草現場において、草刈機が小石を跳ねとばし、一般車両に損害を与える事故等が毎年発生しております。

除草作業を実施する際には、このチラシを用いて**すべての作業員に周知**し、事故防止に努めてください。

## 事故の主な発生原因

- ・ 防護材による飛散防止対策が講じられていなかった。
- ・ 防護材を使用していたが、**防護材の幅が狭かったり、防護材と草刈機の距離が離れたり**し、飛散防止が十分できていなかった。
- ・ **防護材を使用しているという安心感から油断が生じた。**
- ・ 事故の危険性を予知できたにもかかわらず、**これまで事故が発生しなかったため、油断が生じた。**
- ・ 作業手順の確認や防護材等の点検が徹底できていなかった。

## 事故防止のための対策

### ●作業前

- ・ 作業員に対し、**飛散防止対策を徹底**させる。
- ・ 石、空き缶等**はできる限り事前に撤去**する。
- ・ 除草範囲の近辺に**車輛があれば、依頼して事前に移動**してもらう。
- ・ **障害物の位置を確認**し、目印を設置する等の対策を実施する。
- ・ 作業員、監視員及び交通誘導員の間で**作業手順、役割等を確認**する。
- ・ 草刈機の操作方法を確認する。

### ●作業中

- ・ ヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用する。
  - ・ 飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下のいずれかの飛散防止対策を実施する。
- 特記仕様書  
記載事項
- ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
  - ②飛散防止用ネット等の防護材を使用（推奨寸法：幅2.7m、高さ1.8m程度）
    - ・ 草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
    - ・ 歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。
- ・ 障害物に損傷を与えないよう、間際は慎重に作業する(手刈り等)。
  - ・ 注意力が散漫とならないよう、特に夏場は適切に休憩を取り、水分補給を行う。  
また、作業は長時間行わない。